

江戸川区男女共同参画推進計画

【平成29年度～38年度】



はじめに

江戸川区では、平成19年に「江戸川区男女共同参画推進計画（平成19年度～28年度）」を策定し、『男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会』を将来のあるべき姿と定め、区民の皆様とともに、様々な施策、事業を計画的に推進してまいりました。

計画策定から10年が経過して、国は育児・介護休業法の改正や、女性活躍推進法の制定、第4次男女共同参画基本計画の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた新たな法制度等の充実を図っています。

しかし、依然として、男性の長時間労働の慣習や女性が家事・育児・介護等について負担を強いられている実態があります。また、これからの時代に即したワーク・ライフ・バランスの推進も求められています。

こうした現状を踏まえ、諸課題に的確に対応していくため、この度、「江戸川区男女共同参画推進計画（平成29年度～38年度）」を策定するとともに、あわせて、本計画の一部を「女性活躍推進法」と「配偶者暴力防止法」に基づく江戸川区の計画として位置づけました。

男女共同参画社会の実現は、決して行政だけで成し遂げられるものではありません。区民や事業者・関係機関等の方々とともに連携、協働して取り組むことが重要と考えております。今後とも計画の着実な推進のため、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、活発な議論の上、貴重なご意見、ご提言をいただきました「男女共同参画推進区民会議」の委員の皆様にご心より御礼を申し上げます。

平成29年3月

江戸川区長 多田 正見

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	1
3	これまでの取組みと社会動向	2
第2章	計画の基本的な考え	4
1	将来のあるべき姿	4
2	重点目標	4
3	計画の体系	6
第3章	目標の達成に向けた取組み	7
	重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	7
	重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	18
	重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	27
第4章	計画の推進	38
第5章	実施事業	39
関係資料		51
1	計画策定の経過	51
2	江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱	52
3	江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿	53
4	男女共同参画に関する年表	54
5	関連法令等	58

1 計画策定の趣旨

本区では、平成19年3月に策定した「江戸川区男女共同参画推進計画（平成19年度～28年度）」のもと、「男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会」を目指して、積極的に取組みを推進してきました。

計画策定以後、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」が成立し、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会^{※1}の実現に向けてさらなる取組みが進められています。

このような今日の状況を踏まえ、本区の課題を見直し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「江戸川区男女共同参画推進計画（平成29年度～38年度）」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- 本区における男女共同参画の基本的な考え方を示す基本計画であると同時に、具体的な取組みを示すものです。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 重点目標1及び重点目標2（1）は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に該当するものです。
- 重点目標3（3）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という）」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に該当するものです。
- 江戸川区男女共同参画推進計画（平成19年度～28年度）「ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン」を継承し、さらに発展させる計画です。

※1 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会

○「江戸川区男女共同参画推進区民会議」から提出された提言を踏まえ、作成したものです。

○区の上位計画である「長期計画」、「基本計画（後期）」及び関連する区の諸計画との整合を図り作成したものです。

（２） 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を鑑み、5年後に実施事業等の見直しを行います。

3 これまでの取組みと社会動向

（１） 国の動向

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置づけています。

この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年、平成22年の改定を経て、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。現在はこの「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に向けた男性中心型労働慣行^{※2}等の変革や困難な状況に置かれている女性への支援、東日本大震災の経験を踏まえた男女共同参画の視点からの防災復興対策等の取組みを進めています。同年8月には「女性活躍推進法」を制定し、地方公共団体における推進計画の策定が努力義務とされ、事業主に対しては行動計画の策定を義務づけました。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて、平成12年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13年「配偶者暴力防止法」の制定などにより各種の法整備が進められました。特に、「配偶者暴力防止法」は改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター^{※3}機能の整備及び地方公共団体における基本計画の策定が努力義務として盛り込まれ、被害者の安全確保と自立支援に向けた取組みの充実を図っています。

※2 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

※3 配偶者からの暴力に総合的に対処するための被害者支援機関。相談、被害者の健康回復の支援、被害者とその家族の一時保護、自立生活支援等を行う

(2) 都の動向

東京都では、昭和53年に最初の行動計画「婦人問題解決のための東京都行動計画」を策定し、平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定、平成14年に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。現在は「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」に基づき、“働く場における男女平等参画の促進”、“仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現”、“特別な配慮を必要とする男女への支援”、“配偶者からの暴力の防止”の4つを重点課題として、推進施策に取り組んでいます。

また、配偶者からの暴力については、平成18年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成21年、平成24年と改定を重ね、“暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実”“相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化”“区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実”を中心的な視点として掲げ、計画を推進しています。その中で、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談、一時保護、自立生活の支援を行っています。

(3) 区の動向

本区では、昭和57年に「江戸川区婦人総合計画」を策定し、女性関連施策の体系化を図るとともに、昭和61年の長期計画において“女性の自立と社会参加”を目標に掲げ、女性問題の解決のため、就労支援や子育て支援、意識啓発など多くの施策を積極的に展開してきました。

現在は区の上位計画である「長期計画」及び「基本計画（後期）」における基本目標の柱のひとつとして“男女共同参画社会の推進”を位置づけています。さらに、平成19年に「江戸川区男女共同参画推進計画（平成19年度～28年度）」を策定し、平成25年には「後期の具体的な取組み」として実施事業の見直しを行っています。

また、平成22年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※4}）推進宣言」を行い、仕事と生活の両立に向けた取組みを進めるとともに、女性に関する総合的な窓口である女性センターや配偶者暴力相談支援センターでの支援などを通して、男女平等の意識づくりや女性の参画の推進、配偶者等からの暴力被害の防止などに取り組んでいます。

※4 働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方

1 将来のあるべき姿

「男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を發揮できる地域社会」を「江戸川区の将来のあるべき姿」と定め、一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会の実現を目指します。

2 重点目標

「江戸川区の将来のあるべき姿」の実現に向けて、計画の具体的な方向性を示すため、次の3つの重点目標を掲げ、施策を推進します。

(1) 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等な就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが重要です。このため、長時間労働や性別による役割分担意識の改善、多様な働き方の導入などの「仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）」の実現に向けた取組みが求められています。

育児・介護休業法などの法制度やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報の周知・啓発により、男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を發揮し、活躍できるよう支援を進めます。



(2) 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的性別役割分担意識^{※5}が根強く残っています。この意識にとらわれず、男女がお互いの人権を尊重し認め合うことが、男女共同参画社会の実現につながります。

また、男女が互いに対等な立場で、政策・方針・意思決定過程に関わることができるよう、社会の様々な分野における参画を推進します。

(3) 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

男女がそれぞれの能力と個性を発揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージ^{※6}ごとの課題に応じた健康支援や、生活上の困難に陥った人たちに対して、生活の自立と安定のための支援を行います。

さらに、配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を区民一人ひとりが持ち、相談体制の充実等を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進宣言

仕事と生活の調和の推進は、健全で豊かな社会を持続させるために不可欠である。

働き方の見直しを通じて、やりがいのある仕事と充実した社会生活を両立させる環境を整え、多様な人材が生涯を通じて活躍できる舞台を地域に生み出していかなければならない。

その実現には、職場環境が、そこで働く人々の子育て、介護、社会参画等、生活のあらゆる場面に柔軟に対応できる相互理解と協力の条件を備えていることが大切である。

私たちは、職住近接のまちで培われた共育・協働の理念に基づき、知恵を出し合い、助け合い、力をあわせて行動する強い決意を共有する必要がある。

ここに江戸川区は、生きる喜びを実感できる都市の実現に向けて、仕事と生活の調和を推進する地域社会を目標に努力を重ねることを宣言する。

平成22年3月 江戸川区

※5 「男性は仕事・女性は家庭」「男性は主要的業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由に役割を固定的に分ける考え方

※6 出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階

3

計画の体系

男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれないことなく、その能力と個性を發揮できる地域社会

【重点目標】

【課題】

【方向性】

重点目標 1
仕事と生活の
調和した
暮らしやすい
まち

重点目標 2
男女共同参画
の理解を深め
幅広く活躍
できるまち

重点目標 3
男女問わず
誰もが尊重され
安心して
暮らせるまち

女性活躍推進計画包含部分

(1) 就業における男女共同
参画の推進 ▶ 7P

(2) ライフステージに応じた
ワーク・ライフ・バランス
の支援 ▶ 1 OP

(1) 男女共同参画の理解
促進と教育の充実
▶ 1 8P

(2) 地域活動への男女共同
参画による活性化
▶ 2 OP

(1) 困難を抱えた人への
支援 ▶ 2 7P

(2) 生涯を通じた健康支援
▶ 2 9P

配偶者暴力防止基本計画包含部分

(3) すべての暴力の根絶
▶ 3 1P

① 男性中心型労働慣行の改善

② 女性の就労における男女共同参画
に関する理解の促進

③ 女性の活躍推進

① 多様な選択を可能とする育児・介護
の支援基盤の整備

② 子育てや介護等の理由による退職者
への再就職支援

① 男女共同参画の視点に立った意識
啓発の推進

② 人権教育を通じた多様な性に対する
理解促進

① 地域活動における男女共同参画
の推進

② 多様な視点を反映した地域防災力の
向上

① ひとり親家庭の就業・生活の安定
を通じた自立支援

② 困難を抱えた人の生活支援

① 妊娠・出産や女性特有の疾病への
支援の推進

② ライフステージごとの課題に応じた
健康づくりの推進

① 配偶者等からの暴力被害者に対する
相談支援体制の充実

② 暴力防止のための啓発

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

現状と課題

○東京都「男女平等参画に関する世論調査」では、男女ともに「女性は育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」の割合が高くなっています。

【図表1：12P】

○東京都「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」では、男性が家事に費やす時間は女性に比べ短く、対照的に日常的な残業時間が長くなっています。

【図表2：13P】

<課題>

男女ともに女性が職業をもち続けることの重要性を認識しているものの、現実には「子育てや家庭のことを女性に任せ、男性は仕事に専念する」という固定的な性別役割分担が残っており、理想と現実に乖離が生じています。

○江戸川区「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」では、男性の育児休業取得率は低く、未取得の理由として「仕事の忙しさ」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが大きな要因となっています。

【図表3：14P】

○東京都「男女平等参画に関する世論調査」では「育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと」に関して、男性では「職場や上司の理解・協力」「長時間労働の削減」などの回答が多くなっています。【図表4：15P】

<課題>

長時間労働のような男性中心型労働慣行や職場の理解不足が、男性の育児参加や介護休業等の取得を阻む要因となっています。

○東京都「男女平等参画に関する世論調査」では「管理職に昇進することへのイメージ」に関して、「仕事と家庭の両立が困難になる」と考える女性の割合が男性に比べ高く、育児や家庭の役割をそのままに、さらに仕事に力を尽くさなくてはならないという女性の苦悩がうかがえます。また、「自分自身で決められる事柄が多くなる」と考える女性の割合が男性に比べ低いことが特徴としてあげられます。【図表5：16P】

<課題>

活躍する女性を増やすためには、仕事と家庭の両立の難しさや管理職になることへのイメージの向上が課題となっています。

方向性

男女共同参画社会の実現のためには、長時間勤務等が常態化する男性中心型労働慣行や女性が家事・育児・介護等の多くを担う固定的性別役割分担意識の改善が必要です。

そのために、柔軟性のある多様な就労形態や育児・介護休業の取得しやすい雰囲気づくりに企業が取り組むことができるよう、事業主に対するワーク・ライフ・バランスの周知や啓発、支援を行っていきます。

また、女性の活躍を促すために、仕事と家庭の両立を支援する取組みや管理職昇進に対するイメージを向上させる取組みを進めていきます。

① 男性中心型労働慣行の改善

○事業者に対し、長時間労働の削減や柔軟な就労形態等の働き方の変革を促すため、育児・介護休業法などの法制度や先進事例の周知に努めます。

○積極的に働きやすい環境づくりを進められるよう、事業主への意識啓発を推進します。

② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

- 女性が無理なく就労を継続するため、育児休業等の取得に対する職場の理解を促す啓発に努めます。
- 男女ともに育児・介護休業等の制度を安心して利用できる環境をつくるため、男女共同参画に関連する情報や事例についての周知に努めます。
- 女性の負担を軽減するため、男性の家事・育児・介護への参加など、協力して家庭生活を担う必要性と重要性について啓発を行い、男性の意識改善に努めます。
- 仕事に対する責任を男女が平等に分かち合えるよう、女性に対する啓発を進め、意識改革に努めます。

③ 女性の活躍推進

- 育児や介護等により長時間勤務が困難な場合でも安心して働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 就労・起業などを目指す女性向けの講座や相談を通して、活躍推進のための支援を行います。
- 能力・キャリアの向上を目的とした研修などの支援を進めます。
- 女性管理職育成のため、ロールモデルや管理職昇進の利点についての周知に努めます。



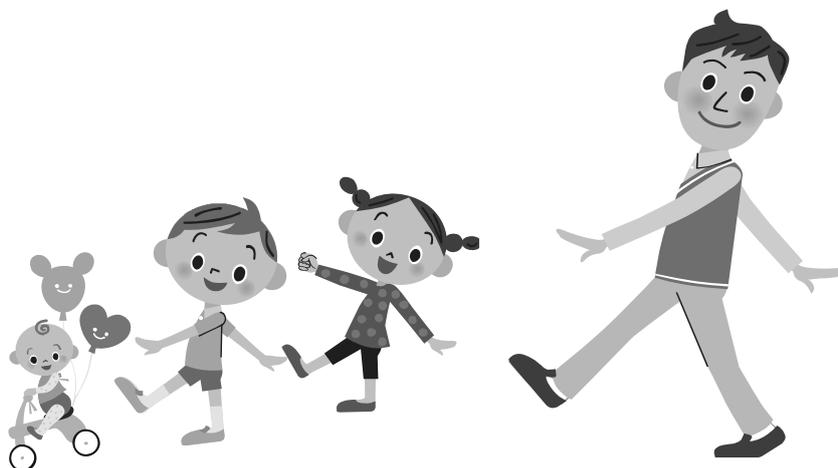
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

現状と課題

- 本区における女性の年齢別就業率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いており、子どもが小さい頃は子育てに専念し、その後に復帰する女性が多い傾向にあります。【図表6：16P】
- 江戸川区「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」では、現在働いていない就学前児童の母親の7割が就労を希望しています。【図表7：17P】
- 東京都「男女平等参画に関する世論調査」では、「男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望」に関して、「保育・介護の施設やサービスの充実」、「育児や介護等でいったん仕事を辞めた人への再就職支援」、「育児や介護中の人への就業継続支援」が求められています。【図表8：17P】

<課題>

育児等で就労していない女性の多くが就労を希望しており、職場復帰や再就職、就労の継続など、個々の状況に応じた支援やサービスの充実が課題となっています。



方向性

男女ともに働くことは大変重要ですが、就労により過剰な負担を抱えては家庭生活との調和がとれたワーク・ライフ・バランスとは言えません。子育てが大変な時期や介護を必要とする時期など、それぞれのライフステージに応じて安心して就労を継続できるよう、本区の地域力を活かした子育て・福祉の取組みについて周知を進め、様々な支援へと繋げていきます。

女性は育児・介護等による離職後の再就職が困難なケースも見られ、子どもを育てながら働くためには多くのサポートが必要です。安心して働くことができる環境の整備や再就職者向けの情報の周知、講習会等の支援を進めます。

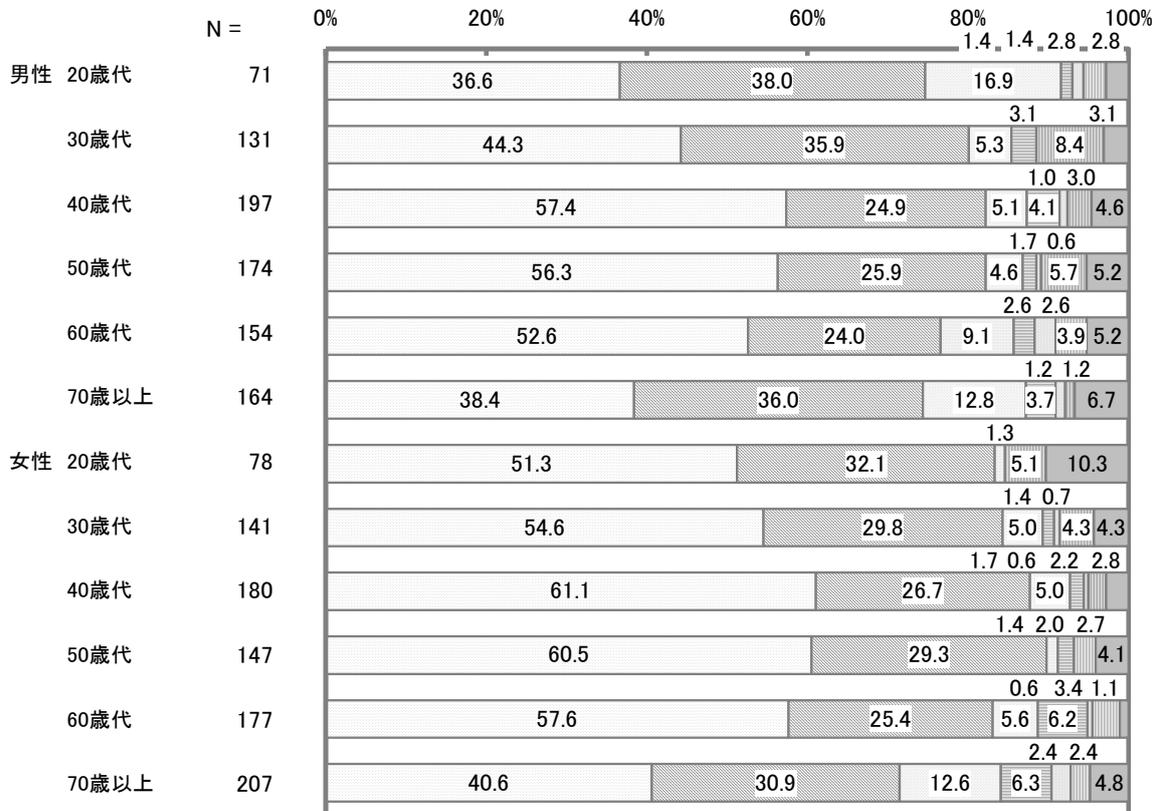
① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 働きながら安心して子育てができるよう、多様なニーズに応じた保育サービスや子育て支援の充実、周知を進めます。
- 仕事を継続しながら安心して介護ができるよう、負担軽減のための各種サービスや相談体制の充実、周知を進めます。

② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

- 復職しやすい環境を整えるため、事業者に対する理解の促進に努めます。
- 子育て・介護等を理由とする離職者に対して、再就職に結びつく講座の開催などの支援を進めます。
- 仕事と子育て・介護等との両立に関する情報の周知に努めます。

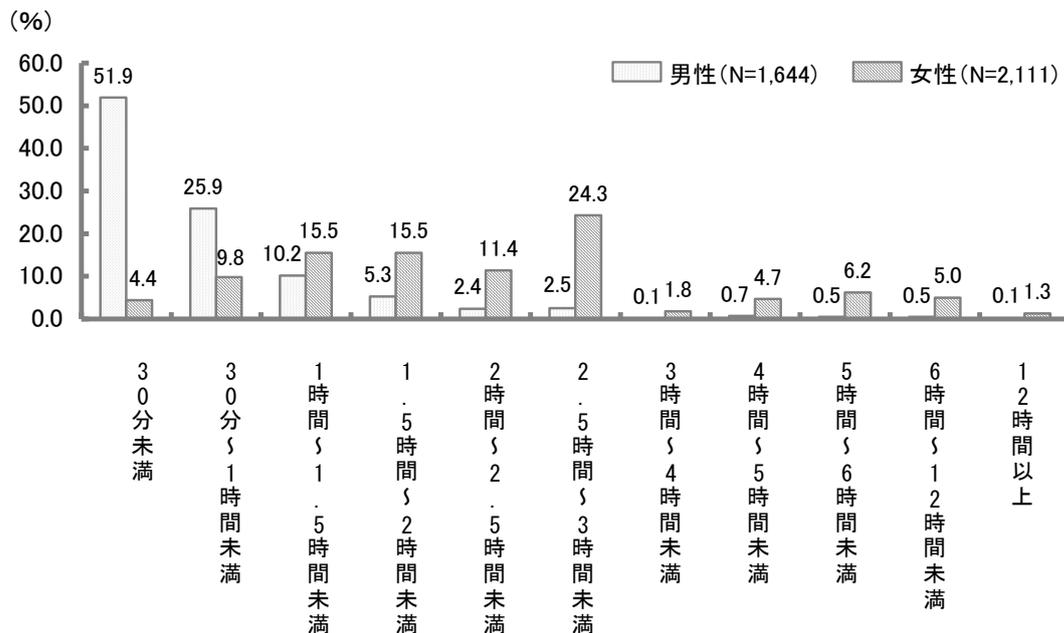
【図表 1】女性が職業をもつことについて



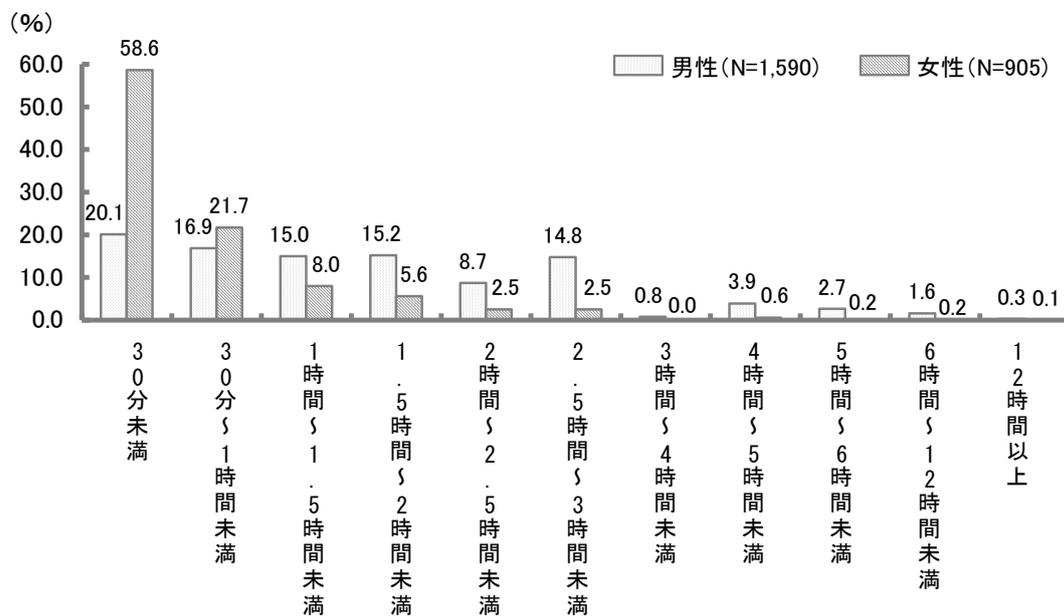
- 育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 子供ができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 職業をもたない方がよい
- その他
- わからない

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成 27 年）

【図表2】男性と女性の家事時間

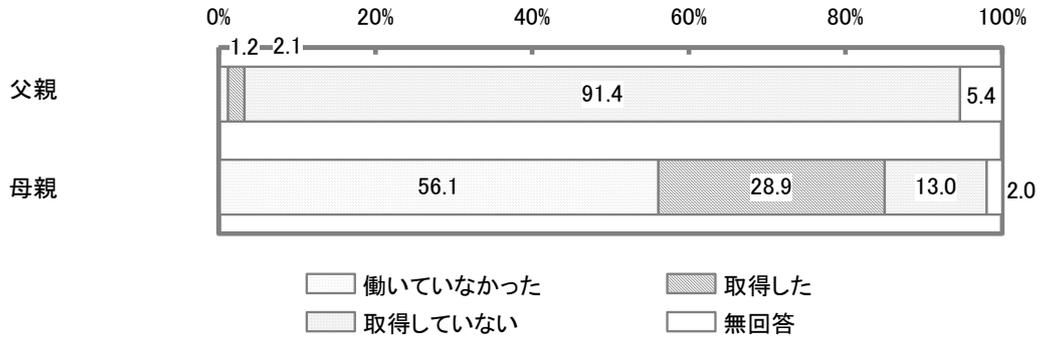


男性と女性の残業時間

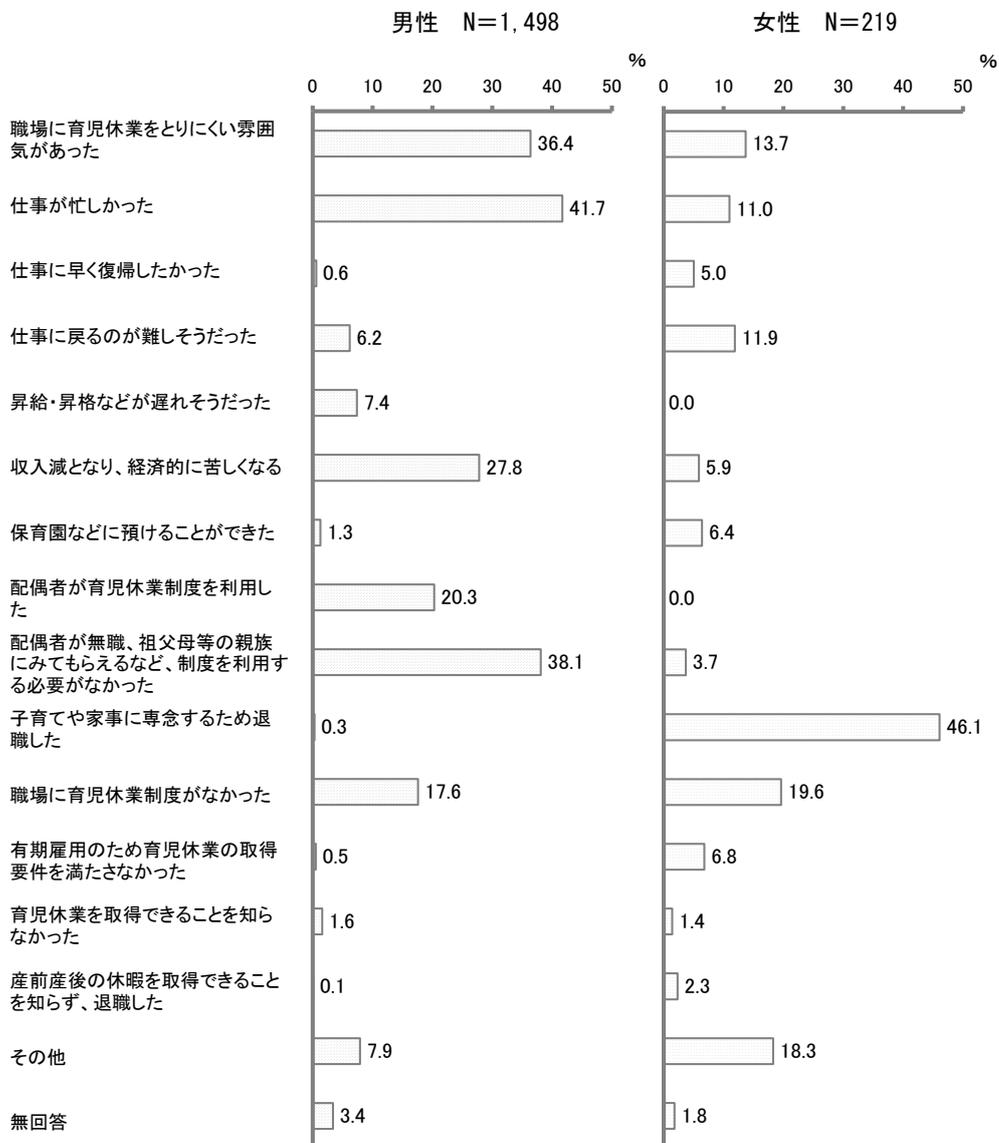


資料：東京都「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」（平成26年）

【図表3】育児休業の取得状況

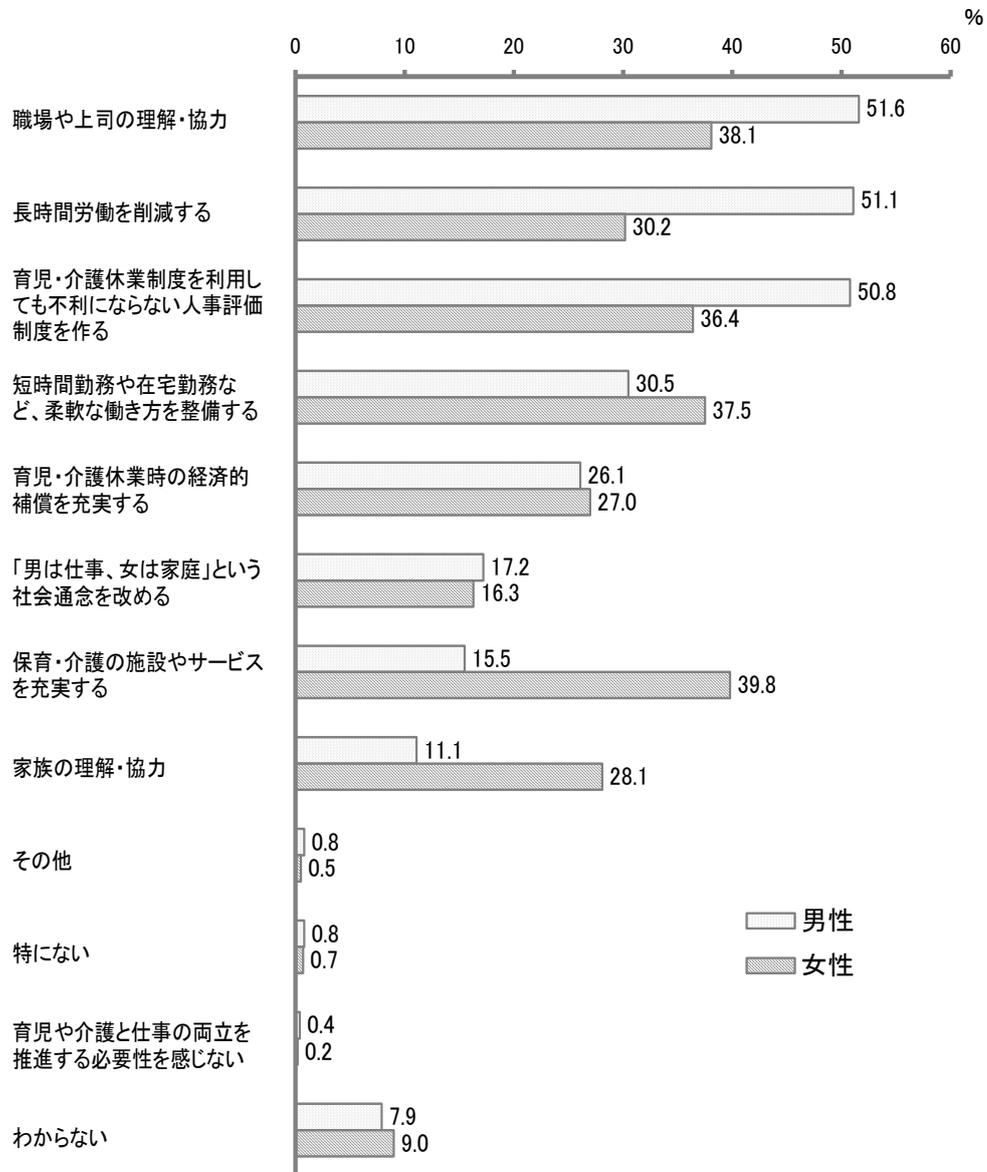


育児休業を取得しなかった理由



資料：江戸川区「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（平成25年）

【図表 4】 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと



資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成 27 年）

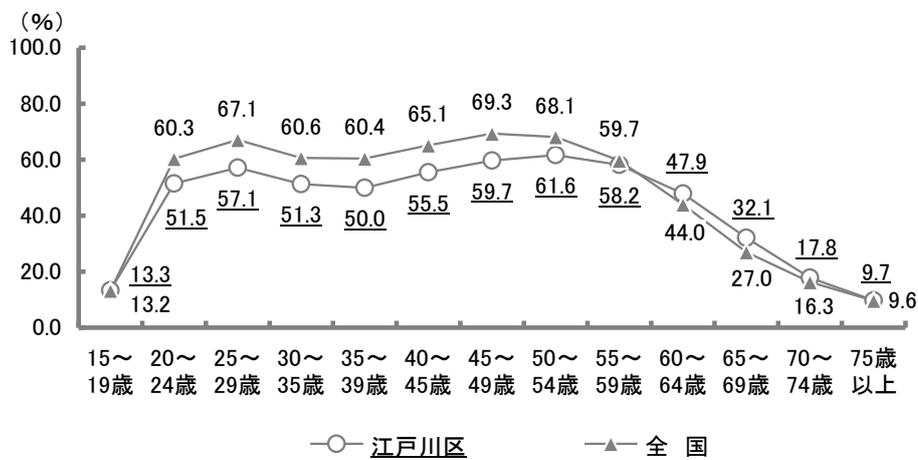
【図表5】管理職に昇進することへのイメージ

単位：％

区分	有効回答数(件)	責任が重くなる	能力が認められた結果である	やりがいのある仕事ができる	賃金上がる	やるべき仕事が増える	自分自身で決められる事柄が多くなる	仕事と家庭の両立が困難になる	家庭から評価される	やっかみが出て足を引く張られる	その他	特にない	わからない
男性 20歳代	71	70.4	46.5	33.8	45.1	23.9	25.4	12.7	8.5	5.6	1.4	1.4	-
30歳代	131	70.2	39.7	20.6	42.0	38.2	34.4	18.3	12.2	8.4	1.5	2.3	3.8
40歳代	197	66.0	43.1	32.5	44.2	36.0	34.5	14.2	7.6	2.0	0.5	4.1	3.6
50歳代	174	67.2	47.7	33.9	39.7	31.6	33.9	9.8	10.9	4.0	2.9	4.0	2.9
60歳代	154	62.3	44.8	42.2	30.5	29.9	33.8	15.6	10.4	7.8	0.6	2.6	3.9
70歳以上	164	51.8	43.3	42.7	22.0	27.4	29.9	15.9	14.0	4.9	0.6	6.7	9.8
女性 20歳代	78	71.8	56.4	29.5	39.7	37.2	21.8	24.4	2.6	5.1	-	-	5.1
30歳代	141	68.8	56.0	36.9	46.1	39.7	31.2	43.3	4.3	9.2	1.4	0.7	4.3
40歳代	180	73.9	48.3	33.3	36.7	37.8	17.8	40.0	2.2	13.9	1.1	1.1	2.2
50歳代	147	75.5	55.1	44.2	42.2	36.7	23.1	41.5	10.2	17.0	-	3.4	1.4
60歳代	177	62.1	53.7	46.3	24.3	29.9	29.4	37.9	11.3	14.1	-	2.3	2.8
70歳以上	207	43.0	33.8	38.2	17.9	21.7	20.8	23.2	8.2	8.7	0.5	4.3	16.4

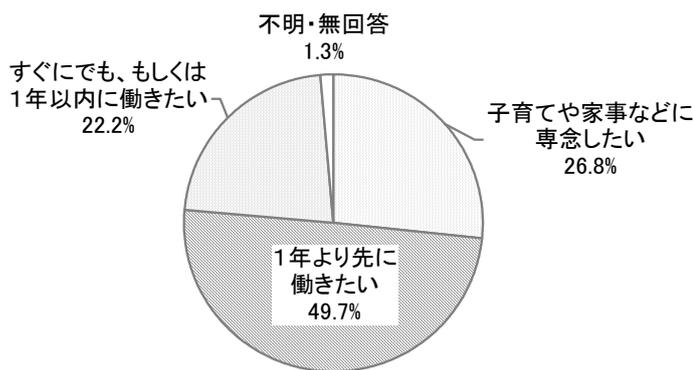
資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

【図表6】女性の年齢別就業率



資料：国勢調査（平成22年）

【図表7】母親の就労希望



資料：江戸川区「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（平成25年）

【図表8】男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望

単位：%

区分	有効回答数(件)	育児や介護等でいったん仕事を辞めた人への再就職支援	法律や制度の見直し	育児や介護中の人への就業継続支援	地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場への女性の積極的な登用	民間企業・団体等の管理職への女性の積極的な登用支援	労働時間の短縮やテレワークの普及など男女の働き方の見直し	従来、女性が少なかった分野(理系、土木、研究者等)への女性の進出支援	談の場の提供	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場の提供	機会の充実	男女平等や女性活躍推進に関する学習	男女平等や女性活躍推進に関する広報・PR	その他	特になし	わからない
		全体	1,821	60.6	50.6	43.1	42.6	36.7	35.6	30.7	26.4	24.5	17.7	16.5	2.0	4.0
男性	20歳代	71	43.7	49.3	43.7	38.0	26.8	26.8	38.0	36.6	25.4	14.1	11.3	2.8	4.2	7.0
	30歳代	131	59.5	52.7	50.4	45.0	27.5	29.0	32.1	26.7	22.1	8.4	9.9	3.8	3.8	2.3
	40歳代	197	61.9	45.2	47.2	42.6	32.5	32.0	28.9	23.4	24.4	17.3	13.2	2.5	3.6	6.6
	50歳代	174	59.2	45.4	41.4	41.4	33.3	28.7	29.3	22.4	23.6	14.9	14.4	1.7	4.0	6.3
	60歳代	154	62.3	51.3	42.2	39.6	41.6	36.4	24.7	36.4	27.3	27.3	25.3	3.2	5.8	6.5
	70歳以上	164	44.5	37.8	31.7	32.9	42.7	36.0	24.4	26.2	25.6	21.3	20.1	0.6	7.3	19.5
女性	20歳代	78	64.6	70.5	43.6	44.9	41.0	38.5	42.3	35.9	24.4	15.4	15.4	1.3	6.4	6.4
	30歳代	141	75.2	61.7	42.6	54.6	36.9	39.7	33.3	24.8	17.7	14.2	16.3	1.4	0.7	7.1
	40歳代	180	64.4	57.8	48.9	47.2	32.2	41.1	36.1	22.8	21.1	15.0	11.1	2.8	3.9	4.4
	50歳代	147	78.2	61.2	47.6	55.1	51.7	45.6	41.5	25.2	32.0	23.1	21.1	2.0	-	4.1
	60歳代	177	63.8	49.7	52.0	42.4	42.9	45.2	31.1	28.2	26.6	22.6	19.8	0.6	1.7	8.5
	70歳以上	207	47.3	41.1	30.0	31.4	30.9	27.1	20.8	21.7	24.2	15.5	16.9	1.4	6.3	17.9

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

第3章 目標の達成に向けた取り組み
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

現状と課題

○東京都「男女平等参画に関する世論調査」では、「各分野での男女の地位の平等感」に関して、全体として約6割が「男性の方が優遇されている」という認識を持っており、特に「政治」、「社会通念・習慣・しきたり」、「職場」の分野で高い傾向となっています。一方、「学校教育」では約8割が「男女平等」という認識を持っています。【図表9：22P】

○東京都「男女平等に関する世論調査」では、「女性の人権が尊重されていないと感じる点」に関して、「職場における差別待遇」、「男女の固定的な性別役割分担意識を押しつけること」が高くなっています。【図表10：23P】

<課題>

男女の地位の平等感は、様々な分野で「男性の方が優遇されている」という認識が高くなっており、男女平等が達成されているとは言い難い状況です。また、「職場における差別待遇」や「固定的性別役割分担意識の押しつけ」などの解消が課題となっています。

○東京都「人権に関する世論調査」では、「性的指向^{※7}（同性愛・両性愛等）や性同一性障害^{※8}に関する人権」に関して、「尊重されている」割合が約2割、「尊重されていない」割合が約5割となっており、性的マイノリティ^{※9}に対する理解が十分ではないことがうかがえます。【図表11：23P】

<課題>

性的指向に関する少数者や性同一性障害の人などの性的マイノリティの人々への理解不足から、いじめや差別など、社会生活の様々な場面で発生する人権問題の解決が課題となっています。

※7 いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかをいう、人間の根本的な性傾向

※8 出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識を持つために、自らの身体的性別に持続的な違和感を持つ状態

※9 「出生時に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的指向が異性」というパターンに当てはまらない人たち。LGBTなどとも呼ばれる

方向性

男女共同参画社会を形成するためには、すべての人が「男女共同参画社会」がどのような社会であるかを理解し、その課題を認識することが重要です。家庭や学校、地域、職場などあらゆる場面で、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女の特徴を理解した上で男女共同参画を推進できるよう、様々な機会を通じた周知や意識啓発を行います。

また、多様な性があることへの理解を深め、すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指します。

① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

- 一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる場面で性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、認め合う社会を築くための啓発活動を進めます。
- 様々な機会をとらえて年代に応じた教育を行い、男女平等・男女共同参画の意識啓発を進めます。

② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

- 性別による役割分担意識にとらわれず、男女問わず様々な活動に参画できるよう、多様な機会を活用した啓発活動や研修、講座等を実施します。
- 性的マイノリティに対する理解を深めるため、人権教育を通じた啓発活動に努めます。



男女共同参画週間（毎年6月23日から29日）

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。本区では毎年、講演会など様々な催しを開催しています。

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

現状と課題

- 東京都「男女平等参画に関する世論調査」では、社会活動・地域活動へ参加している女性の割合は男性に比べ高くなっています。【図表12：24P】
- 社会活動・地域活動に参加していない理由として、男性は「仕事が忙しいから」が約6割、女性は「家事や育児・介護などが忙しいから」、「参加方法がわからない、きっかけがないから」が約3割となっています。【図表12：24P】
- 本区の審議会における女性委員の比率は年々増加傾向にありますが、意思決定過程における女性の参画は少ない状況にあります。【図表13：25P】

<課題>

女性の地域活動等への参加は男性よりも多い一方、意思決定過程への女性の参画は十分とは言えない状況です。また、仕事や子育て等により地域活動に参加できない場合が多いため、仕事や家庭とのバランスを考慮した取組みが必要となっています。

- 「江戸川区世論調査」では、約2割が町会・自治会等の防災訓練に参加した経験があると答えています。内訳は男性に比べ女性の割合がやや多くなっています。【図表14：25P】

- 東京都「人権に関する世論調査」では、「災害時に起きると思う人権問題」に関して、「避難生活でプライバシーが守られないこと」、「要支援者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦等）に対して、十分な配慮が行き届かないこと」が約5割と高く、その他では「女性や子育て家庭への十分な配慮が行き届かないこと」が約2割となっています。【図表15：26P】

<課題>

災害時におけるプライバシー保護や要支援者・女性・子育て家庭への配慮などの様々な課題へ対応するため、防災訓練への幅広い世代の参加促進や、多様な視点を反映した防災体制の構築が必要となっています。

本区では、長年にわたり町会・自治会や各種団体などによる様々な地域活動が行われ、良き住民性を活かした活気あふれる地域社会を作り上げてきました。このような地域活動を男女問わずあらゆる年齢層へ広げるため、仕事や家庭とのバランスを考えた参加者への配慮、参加しやすい工夫や機会づくりが必要です。男女共同参画の視点からも、様々な意思決定の過程に女性が参加できるような環境整備を進めます。

また、町会・自治会は自主防災組織による自発的な防災活動を行っています。地域防災力を向上させるために、男女共同参画の視点から防災対策の取組みを進めます。

① 地域活動における男女共同参画の推進

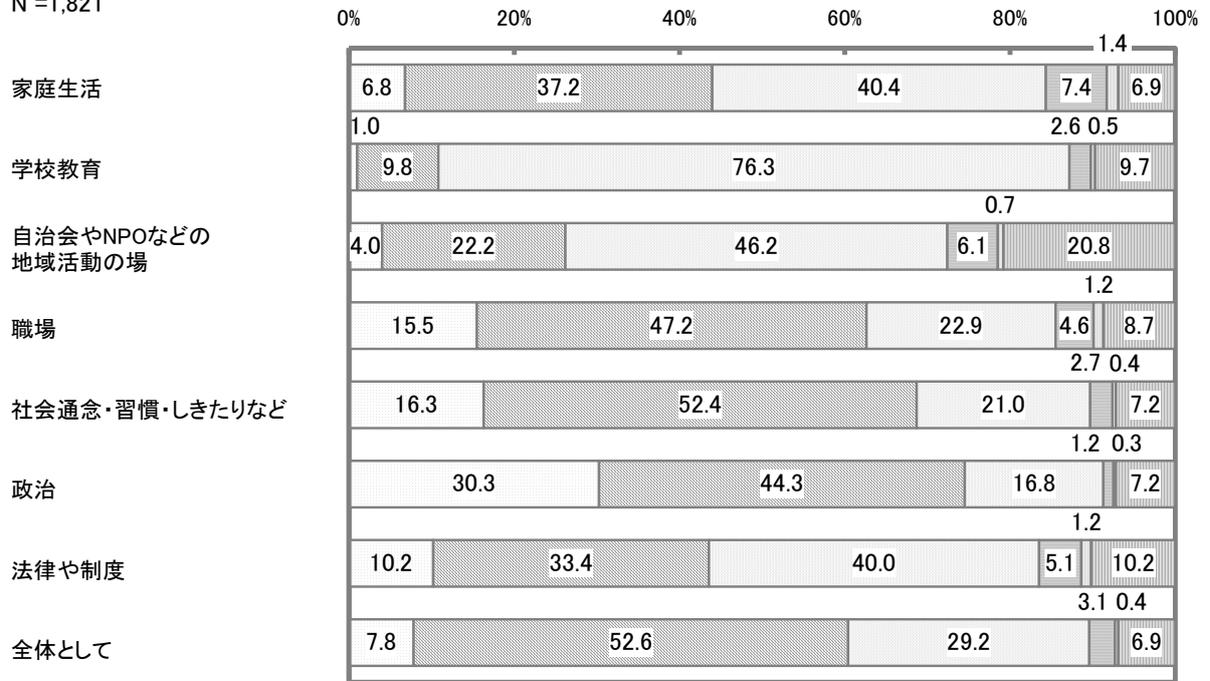
- 地域で暮らす誰もが地域活動に参加していけるよう意識づくりに努めます。
- 幅広い世代の男女が地域活動に参加できるよう、参加者の仕事や家庭などのバランスを考えた機会づくりを進めます。
- 審議会等の女性委員の比率増加に向けて、女性が様々な活動に参加しやすい環境づくりや積極性を促す意識啓発に努めます。

② 多様な視点を反映した地域防災力の向上

- 性別や年齢によらず、誰もが積極的に地域の防災活動に参加できるよう周知や取組みを行います。
- 地域の防災訓練などへの女性の参加を促すとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災への取組みを進めます。

【図表 9】各分野での男女の地位の平等感

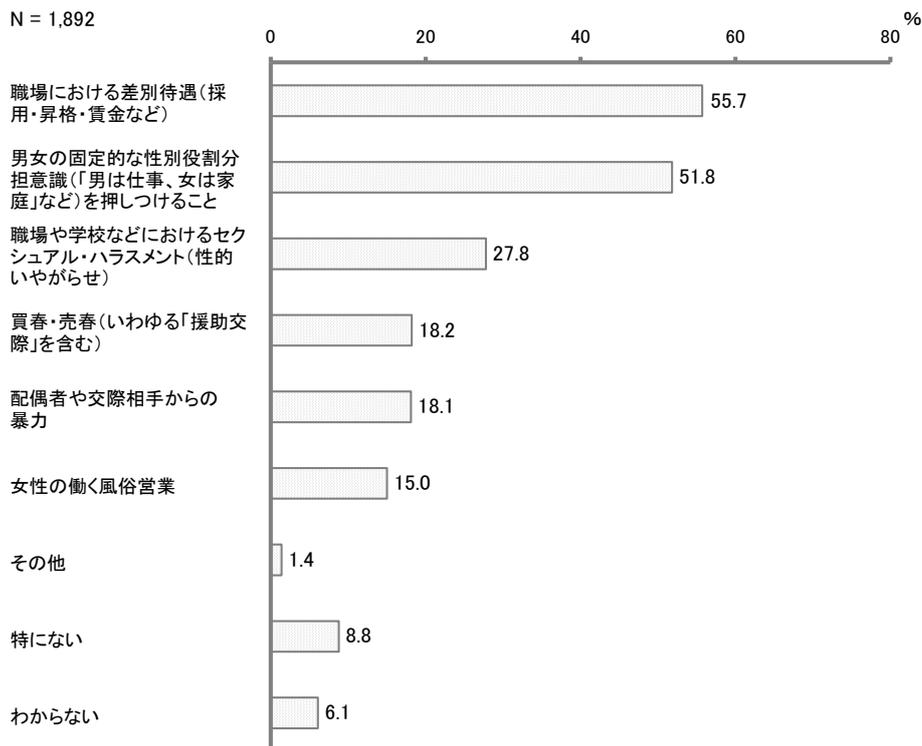
N = 1,821



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▒ 平等
- ▓ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- ▨ わからない

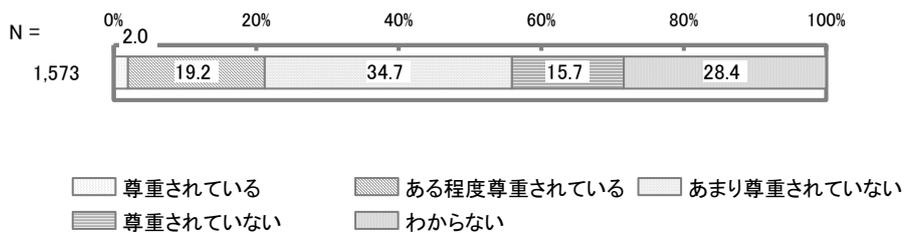
資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成 27 年）

【図表 10】 女性の人権が尊重されていないと感じる点

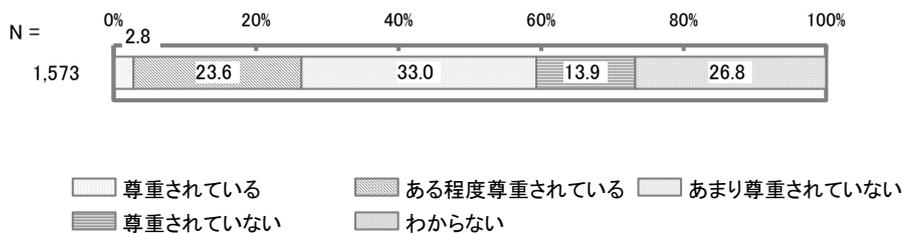


資料：東京都「男女平等に関する世論調査」(平成 23 年)

【図表 11】 性的指向(同性愛・両性愛等)に関する人権について

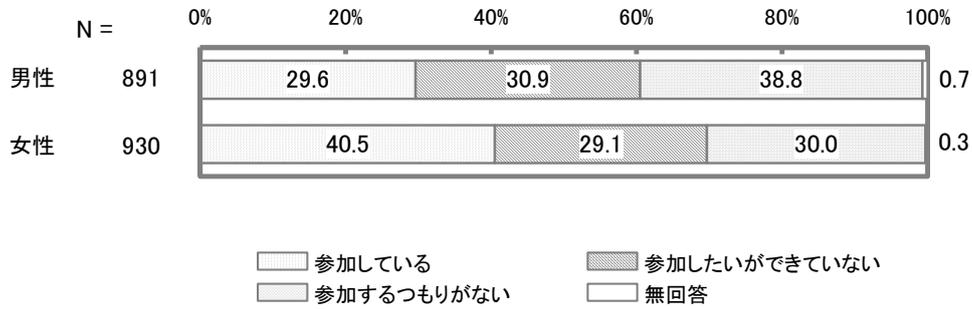


性同一性障害(生物学的性と心の性が一致しない状態にある人)に関する人権について

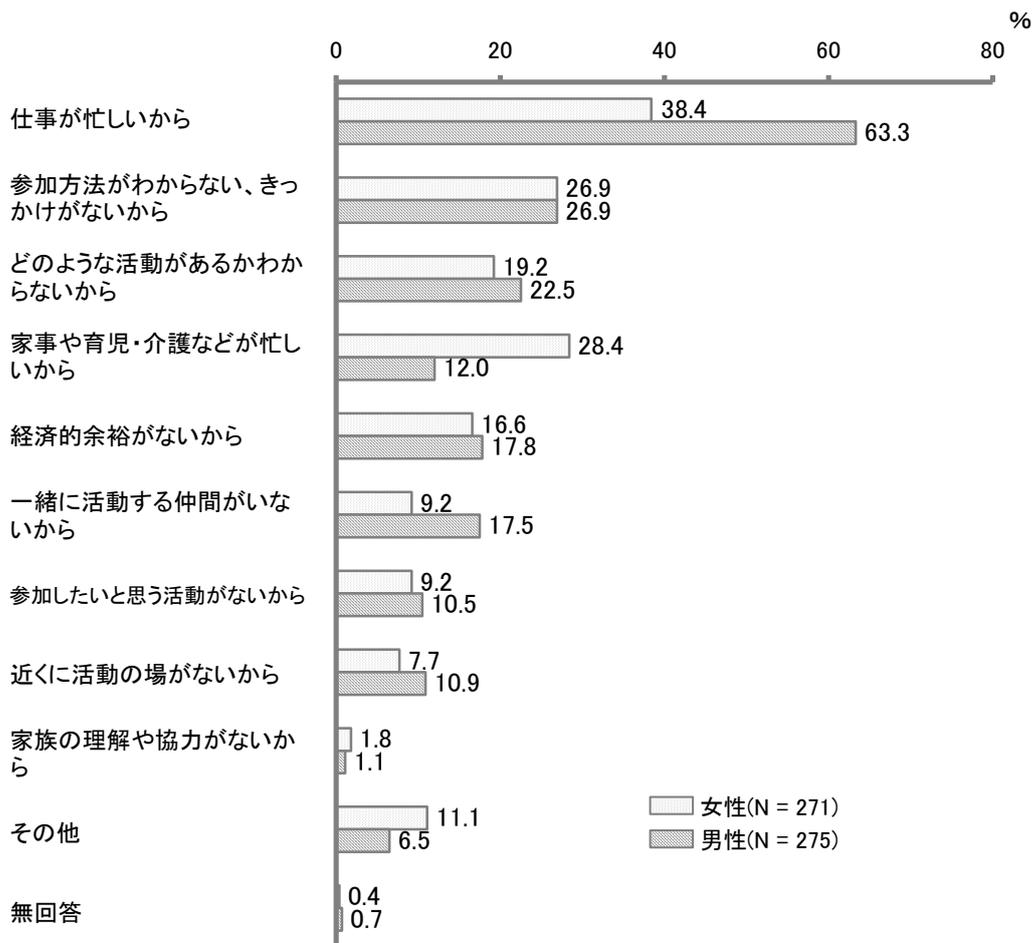


資料：東京都「人権に関する世論調査」(平成 26 年)

【図表 12】 社会活動・地域活動への参加状況

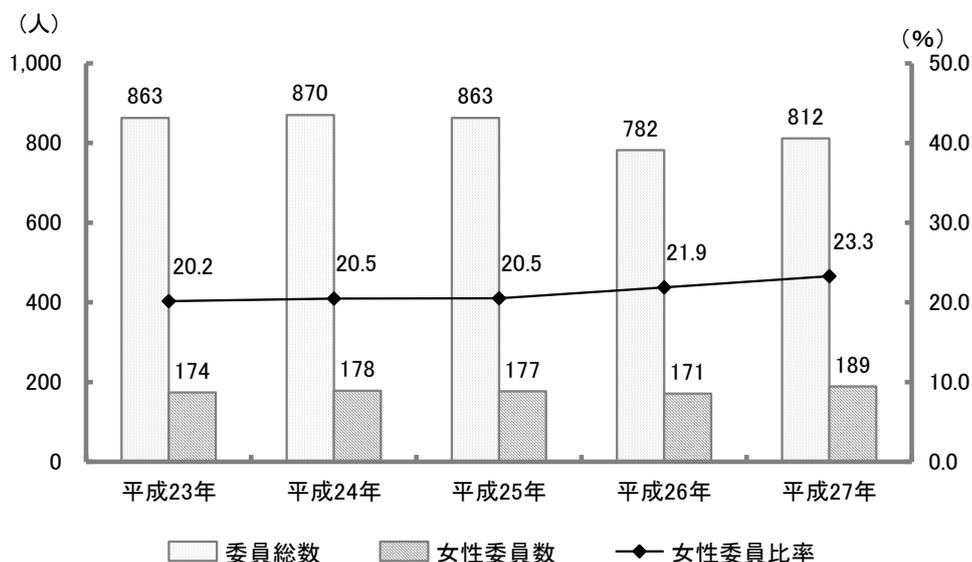


社会活動・地域活動に参加できていない理由



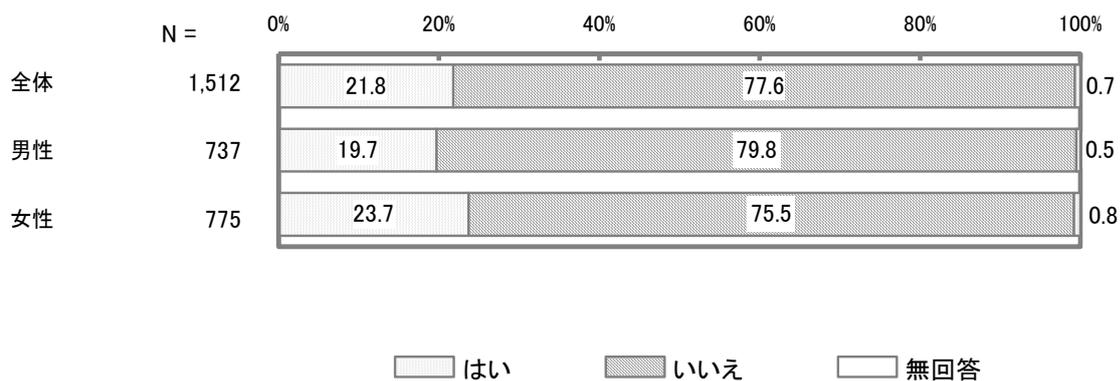
資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成 27 年）

【図表 13】 審議会における女性委員比率の推移



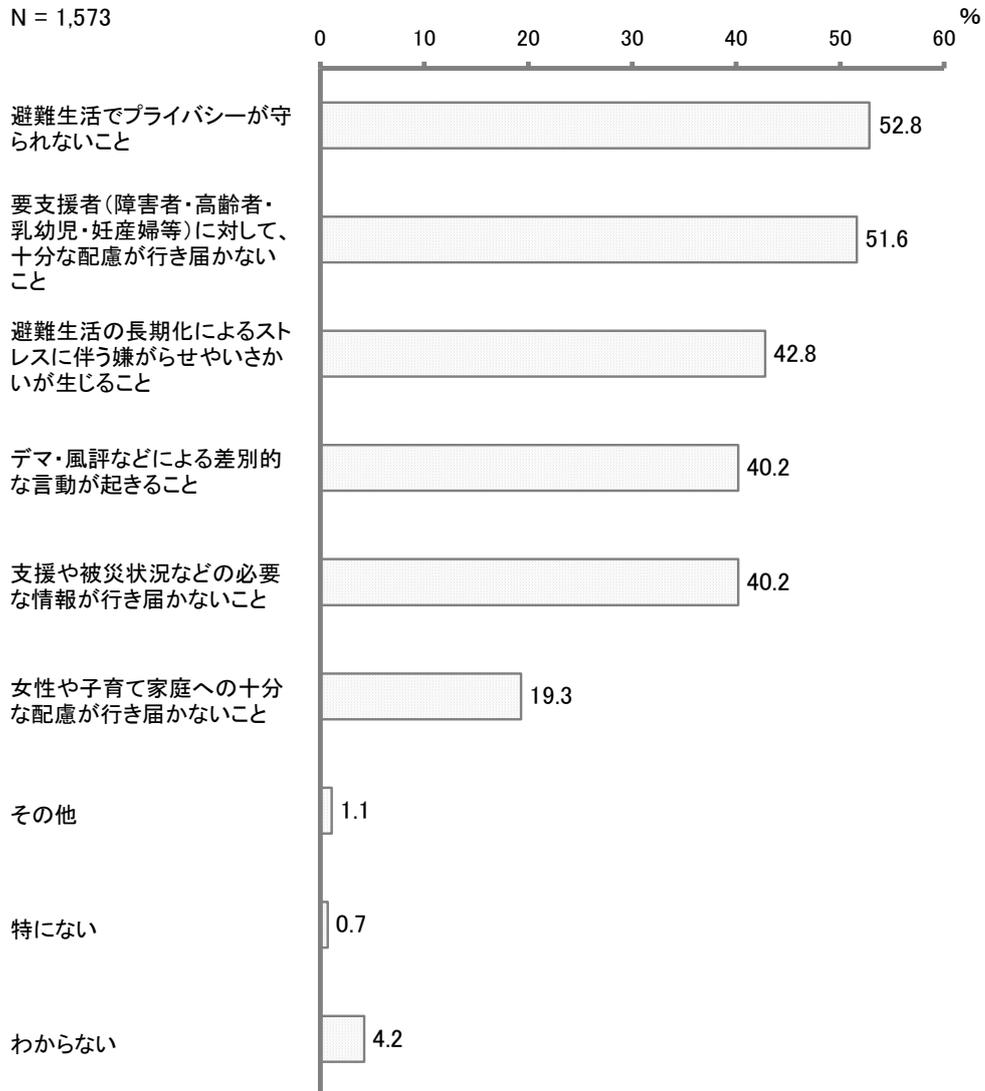
資料：江戸川区データ（平成27年）

【図表 14】 町会・自治会などが実施する防災訓練に参加したことがある・性別（江戸川区）



資料：平成26年度江戸川区世論調査

【図表 15】災害時に起きると思う人権問題



資料：東京都「人権に関する世論調査」（平成 26 年）

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

現状と課題

○厚生労働省「全国母子世帯等調査」では、ひとり親世帯の多くが母子世帯であり、その約半数が非正規雇用労働者となっています。また、母子世帯の平均年間就労年収は、父子世帯の半分であり、低所得の中で生計を維持している状況がうかがえます。【図表16：33P】

○同調査における「ひとり親世帯が抱える子どもについての悩み」に関して、「教育・進学」が約5割と大きな割合を占めています。【図表17：33P】

<課題>

ひとり親世帯、特に母子世帯は安定した生活を送るだけの収入を得ることが難しい状況にあります。生活改善に向けた支援や経済的要因に関係なく子どもが教育を受けられるための支援が課題となっています。

○本区の75歳以上の熟年者のうち約2割がひとり暮らしをしており、その約7割が女性となっています。【図表18：34P】

<課題>

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや介護を要する熟年者も増えていくため、地域で連携した見守りや支援の拡大が課題となっています。

方向性

社会情勢や経済状況の変化により、貧困や社会的孤立等の困難を抱える状況に陥る場合があります。特に、母子家庭の所得は低く生活上の困難に陥りやすいことから、ひとり親家庭に対する生活支援や相談体制の周知・充実を進めます。

介護を要する単身高齢者や生活困窮者など、困難を抱えた人が社会的孤立をせず、安心して暮らすことができるよう、行政や関係団体、地域が密接に連携した総合的な支援や相談体制の構築を進めます。

① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

○ひとり親家庭の生活安定と自立を促すため、子育てや生活に関する相談体制、就業に向けた支援を進めます。

○保護者の経済的な理由によらず、子どもが十分な教育を受けられるような学習支援を進めます。

② 困難を抱えた人の生活支援

○区や地域、関係団体が連携し、単身高齢者や生活困窮者の情報を集約し、各々の状況にあわせた情報の周知や支援につなげる体制づくりを進めます。

○単身高齢者や見守りが必要な高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、町会等の地域住民やボランティア、民間団体と連携し、地域での見守り活動を進めます。



(2) 生涯を通じた健康支援

現状と課題

○本区の主要死亡原因において、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患が過半数を占めています。【図表19：34P】

○各種がん検診の受診状況をみると、受診率が2割以下となっており、高いとは言えない状況です。【図表20：35P】

<課題>

本区の主要死亡原因の3割以上を占めるがんについて、正しい知識を啓発し、がん検診の受診を促進することはがん予防の重要な課題です。その他の主要死亡原因である心疾患や脳血管疾患においても生活習慣との関わりが大きく、地域全体で定期的な健診の受診や健康への意識啓発に取り組む必要があります。

また、女性は妊娠・出産時における健康問題や女性特有の疾病などがあり、性別による身体的性差への理解も重要となっています。



方 向 性

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、健康の保持が欠かせません。健康の大切さを理解し病気を予防するため、健康講座や各種健診の受診啓発など区民が自ら取組む健康づくりの支援をさらに充実します。

また、妊娠・出産時における健康問題や女性特有の疾病など、性別による身体的性差への理解が重要です。若年世代からの健康教育を進めると同時に、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりの意識啓発を進めます。

① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

- 安心して出産・育児を行えるように、健診や講座の実施など母子保健事業の充実を図ります。
- 若年層における妊娠、中絶、HIV／エイズ等のり患など、性に関わる問題について、教育現場と協力し、啓発活動を進めます。
- 女性特有の疾病に対する適切な知識を周知し、健診の必要性に関する啓発や疾病の予防を進めます。

② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

- 生活習慣病やその他の疾病の予防に関する情報提供や相談事業を行うことにより、健康づくりに自ら主体的に取り組むための支援を進めます。
- がん検診等の各種検診の受診率を上げるため、若い世代を含めたさらなる啓発活動を進めます。

(3) すべての暴力の根絶

現状と課題

○警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」では、相談件数は年々増加しており、相談者のうち、9割以上が女性となっています。【図表21：35P】

○東京都「男女平等参画に関する世論調査」では、配偶者や交際相手から暴力を受けたときに「相談できる機関があることを知らない」と回答した割合が4割となっています。【図表22：36P】

<課題>

配偶者暴力等に関する相談が増加している一方、相談機関を認知していない人が多数いるため、相談体制の周知と支援体制強化が課題となっています。

○東京都「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」では、交際相手からの暴力（以下、「デートDV」という）に関する学習機会が少ない人ほど、暴力行為としての認識が低くなっています。【図表23：36P】

○同調査では、デートDVの被害を受けた時に「どこ（誰）にも相談をしなかった」と答えた割合は5割を超えています。【図表24：37P】

<課題>

若年期からデートDVなどの暴力に関する学習機会を増やすなど、暴力防止に向けた啓発や相談窓口の周知が課題となっています。

男女共同参画社会を形成していく上で、配偶者暴力やデートDV、性犯罪、ストーカー^{※10}行為等は人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題です。

配偶者暴力についてさらなる啓発活動を行い、加害者にならないための正しい認識や被害者としての気づきを促し、相談窓口の充実と周知、被害者及びその子どもの安全確保のための支援を進めます。

また近年では、若年層を中心としたデートDVによる問題が深刻になっています。暴力がエスカレートし、ストーカー行為や暴力被害につながることもあるため、若年期からの暴力に対する学習機会の増加や被害にあった際の相談窓口の周知、暴力防止への啓発活動を進めます。

被害を受けた際、相談しやすい環境づくりとして、行政機関だけでなく身近な友人、家族、職場の同僚など、周囲の人々の理解と支援も重要です。区民一人ひとりが、暴力は絶対に許されない人権侵害であるとの認識を持ち、根絶を目指します。

① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

- 女性センターや配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図り、早期発見と被害者の実情に応じた支援を行います。
- 職員のスキルアップを図るとともに、被害者が安心して相談できる体制の整備を進めます。

② 暴力防止のための啓発

- 配偶者暴力等を未然に防止するため、暴力は重大な人権侵害であるという認識を高める教育や周知、啓発活動を進めます。

※10 特定の相手に対し、つきまとい行為等を繰り返して行う人

【図表 16】ひとり親世帯の主要統計データ

		母子世帯 ※1	父子世帯 ※2
1	世帯数（推計値）	123.8 万世帯	22.3 万世帯
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3	就業状況	80.6%	91.3%
	うち 正規職員・従業員	39.4%	67.2%
	うち 自営業	2.6%	15.6%
	うち パート・アルバイト	47.4%	8.0%
4	平均年間収入※3（母又は父自身の収入）	223 万円	380 万円
5	平均年間就労収入※3（母又は父自身の収入）	181 万円	360 万円
6	平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	291 万円	455 万円

資料：厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」

※1…父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯

※2…母のいない児童がその父によって養育されている世帯

※3…平成 22 年の 1 年間の収入

【図表 17】ひとり親世帯が抱える子どもについての悩みの内訳（平成 23 年）

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行・交友関係	食事・栄養	結婚問題	衣服・身の回り	その他
母子世帯	56.1	15.6	7.2	5.3	3.6	2.6	0.1	0.8	8.7
父子世帯	51.8	16.5	9.3	6.0	2.9	6.7	-	3.1	3.8

※調査は子ども一人ごとの回答であり、表中の割合は「特に悩みはない」と「不詳」を除いた割合

資料：厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査」

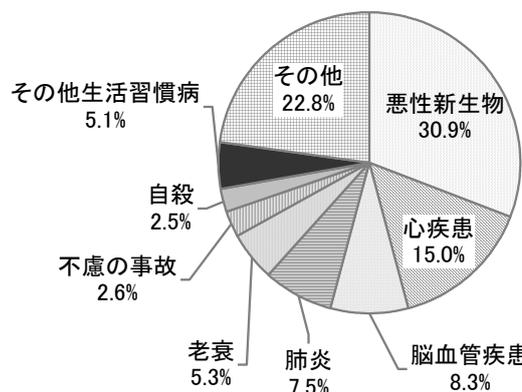
【図表 18】平成 27 年度 ひとり暮らしの 75 歳以上の方の実態調査結果（江戸川区）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ひとり暮らし人数（人）		13,673	14,547	9,973	10,198	10,928
内訳 （人）	男	4,060	4,500	2,616	2,737	3,006
	女	9,613	10,047	7,357	7,461	7,922
75歳以上区民人口のうち ひとり暮らし（%）		16.7	16.8	17.0	16.8	17.1

※対象 住民基本台帳上、単身世帯になっている 75 歳以上の方（平成 24 年度までは 70 歳以上）を対象・自宅にひとり暮らしで、同じ敷地内又は共同住宅に親族がいない人をひとり暮らしとしている。

資料：江戸川区社会福祉協議会「平成27年度 ひとり暮らし熟年者調査」

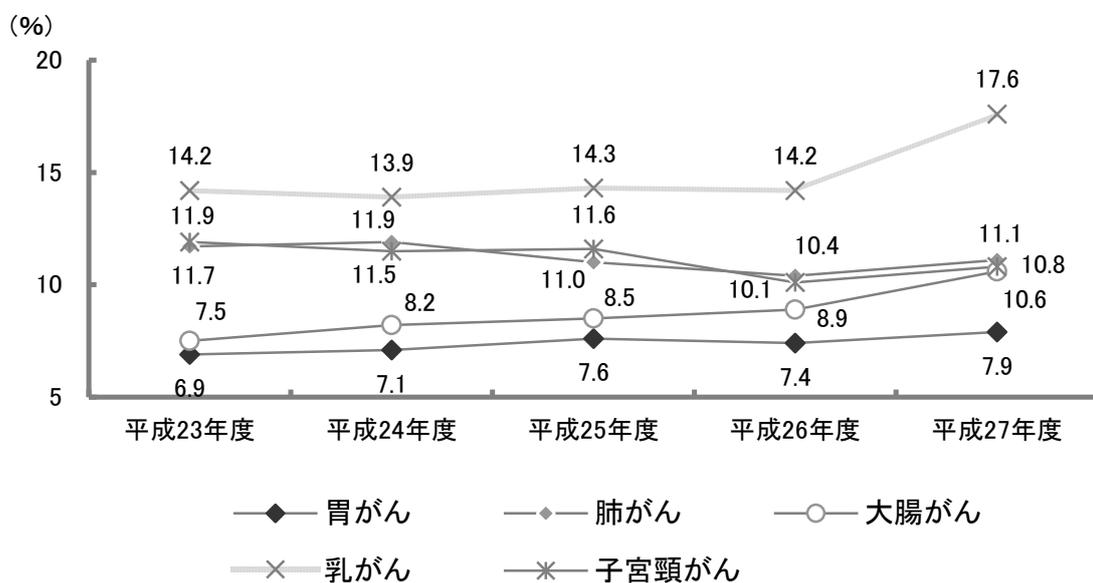
【図表 19】江戸川区の主要死亡原因



※「その他の生活習慣病」に腎不全、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、高血圧系疾患を含む

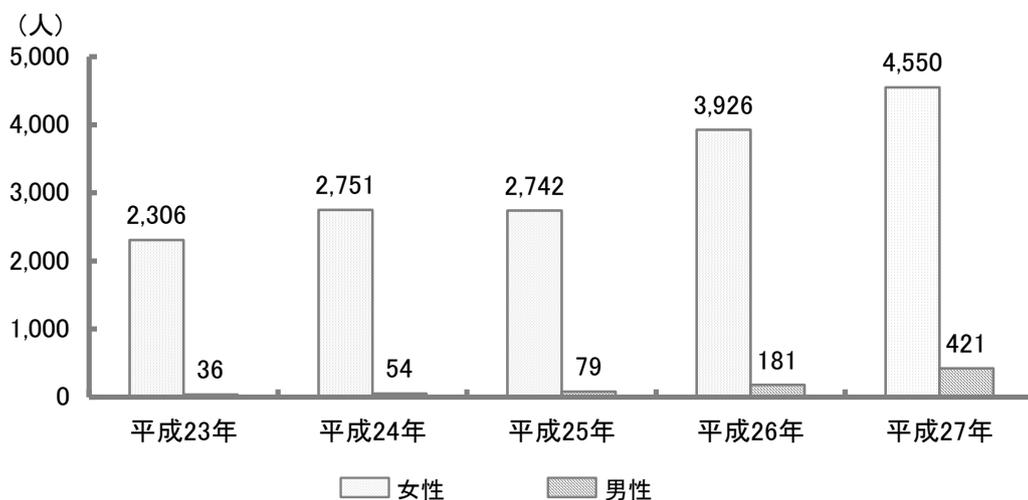
資料：厚生労働省「平成 27 年人口動態統計（確定数）の概況」

【図表 20】江戸川区がん検診受診率の推移



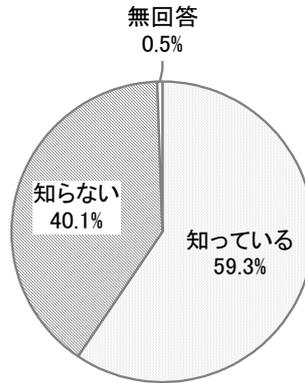
資料：江戸川区データ

【図表 21】配偶者からの暴力の相談者の男女比



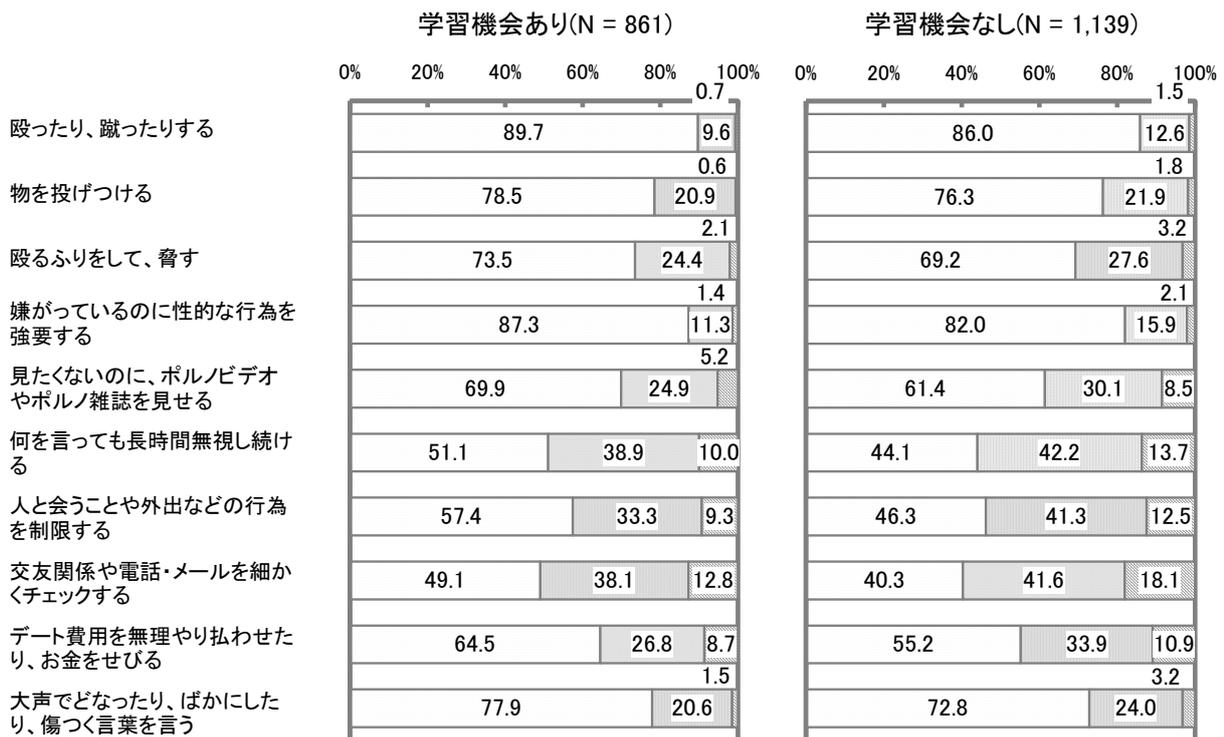
資料：配偶者からの暴力事案の概況（警視庁）

【図表22】配偶者や交際相手から暴力を受けた際の相談機関の認知度



資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

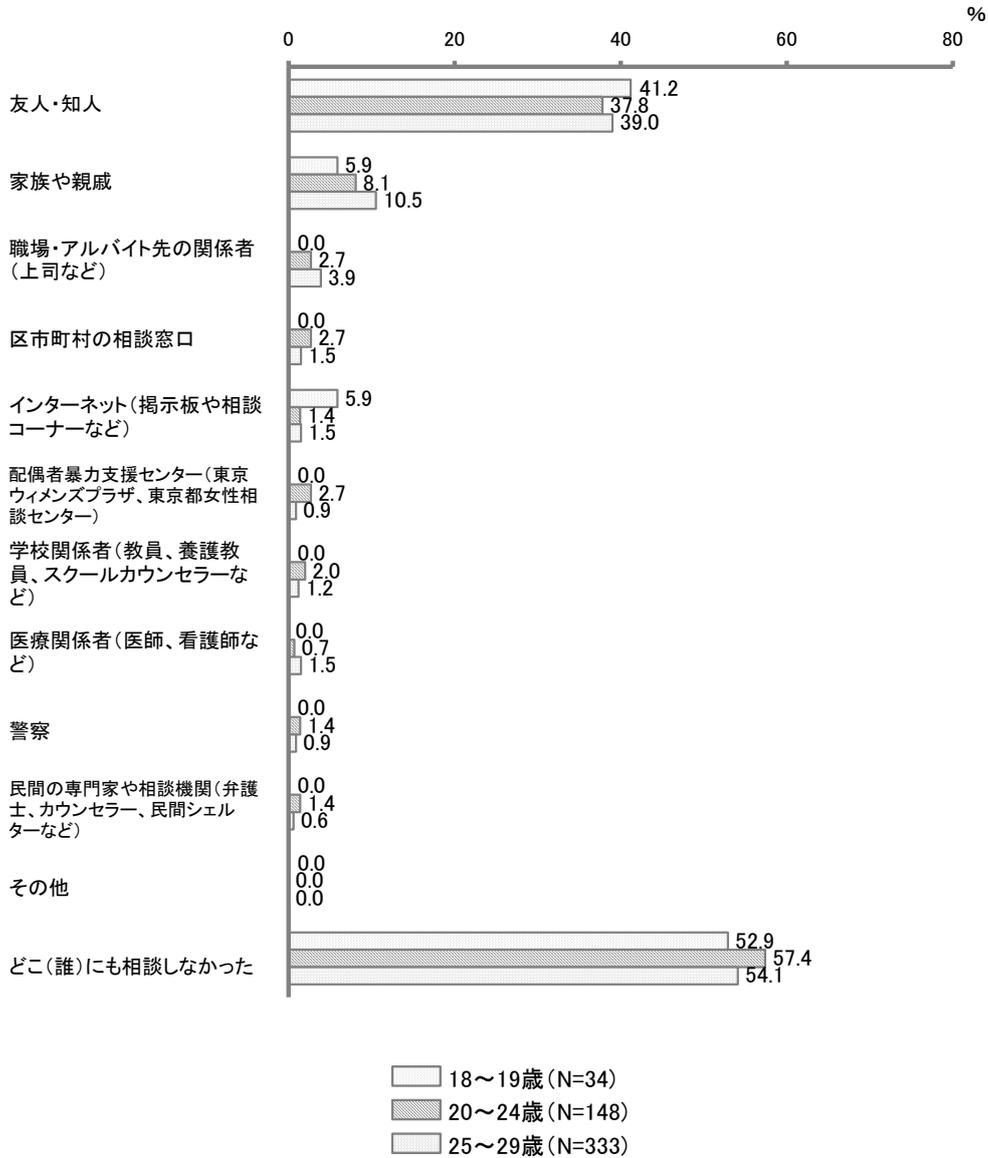
【図表23】交際相手からの行為における暴力としての認識/学習機会の有無別



どんな場合でも暴力に当たる
 暴力に当たる場合も、そうでない場合もある
 暴力に当たらない

資料：東京都「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」（平成25年）

【図表24】 相談の有無と相談先（年齢別）



資料：東京都「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」（平成25年）

(1) 区民等との協働

男女共同参画社会実現のためには、区が率先して課題に取り組む必要がありますが、同時に区民・事業者・関係機関等とともに取り組む課題でもあります。区は、相談支援体制の充実や様々な機会をとらえた情報提供、意識啓発などにより、区民等と一丸となって男女共同参画を推進していきます。

(2) 区の推進体制

- 女性センターを男女共同参画推進の拠点として、関係機関との連携やワーク・ライフ・バランス講座、女性に対する暴力相談事業などの事業を一層充実していきます。
- 配偶者からの暴力被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、関係機関との緊密な連携による被害者の保護及び暴力防止に取り組めます。
- 男女共同参画に関する研修や事業の推進を通じて、職員一人ひとりに対する理解の浸透を図ります。
- 本計画の推進にあたっては、児童女性課が中心となり、男女共同参画の視点から各施策を点検するとともに、計画の実効性の確保に取り組めます。

(3) 計画の進行管理

計画に位置づけられる事業については各部署による進捗管理のもと、効果を検証・評価し、社会情勢の変化などに応じて見直していきます。

また、本計画の実施事業は5年後に見直しを行い、施策の調整及び進行管理を行います。

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

(1) 就業における男女共同参画の推進

① 男性中心型労働慣行の改善

No	取組み	内容	担当部署
1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	企画課 広報課 産業振興課 児童女性課 (女性センター)
2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性の家事参加を促進する講座を実施することにより、男性中心型労働慣行の改善を目指す。	児童女性課 (女性センター)
3	ワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業への支援	ワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業の事業用運転資金について、区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置の対象とする。	産業振興課
4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰	子育てや介護を両立しやすい職場環境や長時間労働の削減などに取組む企業を表彰することで、男女共同参画や女性の活躍を支援する。	企画課 産業振興課
5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
6	「江戸川区仕事と生活の調和推進協議会」の運営	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	企画課
7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課

② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

No	取組み	内容	担当部署
再1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	企画課 広報課 産業振興課 児童女性課 (女性センター)
再2	ワーク・ライフ・バランス講座	男性の家事参加を促進する講座を実施することにより、男性中心型労働慣行の改善を目指す。	児童女性課 (女性センター)
8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
9	区職員の能力開発(研修)	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

③ 女性の活躍推進

No	取組み	内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	企画課 広報課 産業振興課 児童女性課 (女性センター)
再 4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰	子育てや介護を両立しやすい職場環境や長時間労働の削減などに取組む企業を表彰することで、男女共同参画や女性の活躍を支援する。	企画課 産業振興課
再 5	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組みに関する評価項目を設け、取組みを行っている事業者に対して評価の加点を行う。	用地経理課
10	創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、インキュベーション施設の提供など、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	産業振興課
11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	児童女性課 (女性センター)
12	就職面接会・若年者就職応援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、若年者就職応援セミナーにおいて、若者を対象に業種・職種選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	地域振興課
14	ヤングほっとワークえどがわ	男女問わず、概ね39歳以下の若年者に対し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。	地域振興課
15	公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	職員課
16	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	職員課
再 7	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	職員課
再 9	区職員の能力開発(研修)	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	職員課

(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

No	取組み	内容	担当部署
17	保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保育課
18	保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、保育定員の拡大を図る。	子育て支援課
19	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
20	延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課 保育課
21	一時保育 （私立保育園）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育て支援課
22	緊急一時保育 （区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	保育課
23	子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。	児童女性課 （子ども家庭支援センター）
24	ショートサポート保育 （区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	学務課
25	病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	子育て支援課
26	子育てサポートひろば	ファミリーサポート協力会員が担い手となり、短時間子どもを預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	児童女性課
27	ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	児童女性課 （子ども家庭支援センター）
28	すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。	教育推進課
29	子どもと家庭の総合相談	子育てや家庭に関する相談を心理士や保育士等の専門相談員が随時受け、育児環境を整える。	児童女性課 （子ども家庭支援センター）

No	取組み	内容	担当部署
30	子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	健全育成課 子育て支援課 児童女性課 健康サービス課 (健康サポートセンター)
31	親子ひろば あいあ	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	学務課
32	地域包括ケアシステムの拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・介護・住まい・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、身近な地域拠点として「なごみの家」を設置・運営する。	福祉推進課
33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
34	多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	介護保険課
35	介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	介護保険課
36	介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	介護保険課

② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

No	取組み	内容	担当部署
再11	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	児童女性課 (女性センター)
再12	就職面接会・若年者就職応援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、若年者就職応援セミナーにおいて、若者を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	地域振興課
再13	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を行う。	地域振興課
再14	ヤングほっとワークえどがわ	男女問わず、概ね39歳以下の若年者に対し、キャリアカウンセラーが就職相談を行う。	地域振興課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

No	取組み	内容	担当部署
再 1	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	企画課 広報課 産業振興課 児童女性課 (女性センター)
37	男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	児童女性課 (女性センター)
38	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	児童女性課 (女性センター)
39	男女共同参画に関する図書の閲覧及び貸出	男女共同参画の視点を持った図書の所蔵・貸出しにより、男女共同参画の理解促進を図る。	児童女性課 (女性センター)
40	男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	児童女性課 (女性センター)
41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 指導室
42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組みの成果を他校に周知する。	指導室
43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	指導室
44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	指導室

② 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

No	取組み	内容	担当部署
45	人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、人権問題等に関する相談に応じ、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	総務課
46	発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮を行う。	全庁
47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	指導室
再 41	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	保育課 指導室
再 42	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組みの成果を他校に周知する。	指導室
再 43	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	指導室
再 44	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	指導室
48	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁

(2) 地域活動への男女共同参画による活性化

① 地域活動における男女共同参画の推進

No	取組み	内容	担当部署
49	町会・自治会活動	男女がそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域振興課
50	アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	水とみどりの課
51	環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組みを継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境推進課
52	安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動（防犯パトロールや啓発キャンペーン等）を継続・発展させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	環境推進課
53	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

② 多様な視点を反映した地域防災力の向上

No	取組み	内容	担当部署
54	地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	防災危機管理課
55	地域防災計画の改訂・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性の視点を取り入れた地域防災計画改訂に取組む。	防災危機管理課
再 53	審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	全庁

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

(1) 困難を抱えた人への支援

① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

No	取組み	内容	担当部署
56	ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
57	母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
57	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合、ホームヘルパーを派遣する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
59	母子生活支援施設	支援の必要な母子を施設で保護し、自立の促進を支援する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
60	児童扶養手当 児童育成手当	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	児童女性課
61	母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
62	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
63	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
64	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	児童女性課 (子ども家庭支援センター)
65	ひとり親家庭学習支援	児童扶養手当などを受給している家庭の中学生で、学習塾・家庭教師などを利用していない方を対象に、大学生などのボランティアによる学習支援を行う。	児童女性課
66	奨学資金貸付	経済的な理由で高等学校等への修学が困難な方を対象に、奨学金の貸付を行い、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
67	入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課
68	木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	教育推進課

② 困難を抱えた人の生活支援

No	取組み	内容	担当部署
69	人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	総務課
70	生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
71	母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
72	女性総合相談	人間関係や様々な悩みを聞き、解決に向けて関係機関を紹介する。	児童女性課 (女性センター)
73	次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
74	若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	地域振興課
再 32	地域包括ケアシステムの拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・介護・住まい・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、身近な地域拠点として「なごみの家」を設置・運営する。	福祉推進課
再 33	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	介護保険課
75	安心生活応援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	福祉推進課
76	地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	福祉推進課
77	家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	清掃課
78	住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	福祉推進課
再 48	区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	全庁

(2) 生涯を通じた健康支援

① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

No	取組み	内容	担当部署
79	女性の健康講座	女性特有の健康問題に関する講座を実施する。	児童女性課 (女性センター)
80	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発するため、健康応援情報誌及びポスターを作成する。	健康推進課
81	骨粗しょう症予防教室	骨粗しょう症に対する知識の習得と生活習慣を振り返るための講座を行い、生活習慣改善に結びつける。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
82	性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	保健予防課
83	青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	保健予防課
再 47	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身につけさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	指導室
84	産後ケア	産院等の空きベッドを活用して、産後うつ等に対する母子ショートステイを実施し、児童虐待の未然防止を図る。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
再 8	ハローベビー教室	初妊婦及びその父親等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
85	妊婦歯科健診	ハローベビー教室(平日)の中で実施し、歯科健診・歯科保健指導・口腔ケアの指導を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
86	妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
87	妊婦全数面接事業 (ぴよママ相談)	妊娠届出時または、妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行うことで出産や子育てに関する不安及び悩みを軽減する。産後も相談しやすい関係を作り、必要に応じた支援を切れ目なく行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88	妊産婦訪問指導	保健師の訪問指導により、異常の早期発見・防止についての指導、妊娠中の健康相談を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
89	助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関しての相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

No	取組み	内容	担当部署
90	地域子育て見守り事業	研修を受け登録をした子育て見守り員が、対象家庭を訪問し子育て情報バッグを届けながら、乳児その保護者等の様子、育児に関する不安・悩み等の傾聴及び相談、地域の子育てに関する情報を提供する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
91	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
92	新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が1回訪問指導をする。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
93	多胎児の会	双子・三つ子など同じ環境にいる親同士が交流することで、育児に関する情報交換や問題解決する力を育み、安心して子育てできるように支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
94	2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、仲間づくりや子育てに関する相談や情報を受けられる場所を提供することで子育てを支援する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

No	取組み	内容	担当部署
95	各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
96	栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97	がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	健康推進課
98	がん予防出前教室	将来的ながん死亡者の減少や生活習慣の大切さを若い世代から意識づけるため、小・中学生に対しがんの正しい知識を教える出前教室を実施する。	健康推進課
99	健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	学務課
100	リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	福祉推進課

(3) すべての暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

No	取組み	内容	担当部署
101	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者等からの暴力の被害者の保護と支援を行う。	児童女性課
102	女性に対する暴力相談	パートナー等からの暴力に関する情報提供や助言をする。	児童女性課 (女性センター)
103	DV被害者支援ネットワーク連絡会	関係機関と連携して、DV被害者に対する適切な支援及び保護を図るために設置する。	児童女性課 (女性センター)
104	DV相談カードの発行	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ及び産婦人科に設置する。	児童女性課 (女性センター)

② 暴力防止のための啓発

No	取組み	内容	担当部署
105	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。	児童女性課 (女性センター)
106	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や相談窓口である女性センターの周知活動を行う。	児童女性課 (女性センター)
107	区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	職員課
108	安心して歩ける道づくり	安全・安心な道づくりをすることで環境整備を図る。	保全課
109	私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	保全課

関係資料

1 計画策定の経過

日程	内容等
平成 28 年 8 月 3 日	第 1 回 江戸川区男女共同参画推進計画策定検討会 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">次期計画の概要について次期計画の方向性について
平成 28 年 8 月 26 日	第 1 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">次期計画について重点目標 1 「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について
平成 28 年 10 月 10 日 ～10 月 24 日	区民からの意見公募
平成 28 年 10 月 28 日	第 2 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">重点目標 2 「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について重点目標 3 「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について
平成 28 年 12 月 8 日	第 2 回 江戸川区男女共同参画推進計画策定検討会 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">区民会議及び区民意見公募の意見報告次期計画案（素案）の検討
平成 29 年 1 月 20 日	第 3 回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">提言案最終まとめについて
平成 29 年 1 月 31 日	区民会議からの提言 提出
平成 29 年 2 月 2 日	第 3 回 江戸川区男女共同参画推進計画策定検討会 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none">次期計画案（素案）の検討
平成 29 年 2 月 20 日 ～3 月 6 日	パブリックコメント実施

2

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成 16 年 5 月 1 日施行

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

(委員)

第 3 条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する 15 人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

(会長)

第 4 条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条の提言をする日までとする。

(運営)

第 6 条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 区民会議の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

3

江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

	区分	氏名		団体等
1	学識経験者	よこやま かすこ 横山 和子	会長	東洋学園大学 現代経営学部教授
2		うらおか ゆみこ 浦岡 由美子	副会長	女性センター・区法律相談員 ふなぼり駅前法律事務所
3	区民委員	いけだ えり 池田 絵里		江戸川区私立保育園保護者連絡協議会 理事長
4		いだ よしお 井田 佳男		江戸川区立小学校PTA連合協議会 会長
5		かのう しの 加納 志野		ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千 代表取締役
6		たかはし じゅんこ 高橋 淳子		公募区民
7		たかはし まさあき 高橋 正明		江戸川区連合町会連絡協議会 一之江地区町会連合会会長
8		なかむら あつこ 中村 厚子		連合江戸川地区協議会 JP労組江戸川支部執行委員
9		はすぬま よしゆき 蓮沼 祥之		小松川第一中学校校長 人権教育推進委員会会長
10		はらしま ゆうき 原島 裕紀		公募区民
11		みやま みちこ 見山 ミチ子		江戸川区ケアマネジャー協会 副理事長
12		もりもと かつや 森本 勝也		東京商工会議所江戸川支部 交通運輸分科会分科会長

(敬称略・五十音順)

4 男女共同参画に関する年表

<国際婦人年以降の男女共同参画施策に関する国内外の動き>

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江戸川区
昭和50年 (1975年)	・1975年からの10年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置	・国際婦人年「婦人をつとめ」開催	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定(昭和52～61年度)		
昭和53年 (1978年)			・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(昭和54～60年度)	
昭和54年 (1979年)	・国連総会「女性差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)			
昭和56年 (1981年)	・ILO総会にて「156号条約」採択	・国内行動計画後半期重点目標決定		
昭和57年 (1982年)				・江戸川区婦人総合計画策定
昭和58年 (1983年)			・「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定(昭和58～平成2年度)	
昭和59年 (1984年)				
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年最終年世界会議」開催(ナイロビ)	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女性差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の10年」都民会議開催	・長期計画の基本的施策に「婦人の自立と社会参加」を位置づけ
昭和61年 (1986年)				
昭和62年 (1987年)		・「新国内行動計画」策定(昭和62～平成12年度)		
平成元年 (1989年)				
平成2年 (1990年)			・女性問題協議会報告	
平成3年 (1991年)		・「新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」成立	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定(平成3～12年度)	

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江戸川区
平成4年 (1992年)				
平成5年 (1993年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
平成6年 (1994年)	・国連人口・開発会議(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む行動計画採択	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置		
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催(北京)	・ILO 総会にて「156号条約」批准 ・「育児休業法」改正 「育児・介護休業法」成立	・東京ウィメンズプラザ開設	
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		
平成9年 (1997年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」成立		
平成10年 (1998年)			・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(平成10～19年度)	
平成11年 (1999年)		・「男女共同参画社会基本法」成立		・女性センター設置
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・女性と仕事の未来館開館 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー行為規制法)」成立 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「男女平等参画基本条例」成立	
平成13年 (2001年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」成立		
平成14年 (2002年)			・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定(平成14～18年度)	・長期計画「えどがわ新世紀デザイン」の基本的施策に「男女共同参画社会の推進」を位置づけ
平成15年 (2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」成立		・男女平等に関する意識調査実施
平成16年 (2004年)		・「配偶者暴力防止法」改正		・男女共同参画推進区民会議設置
平成17年 (2005年)		・「第2次男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画推進のための計画に盛り込むべき内容について」(提言) ・男女共同参画推進計画策定検討会(庁内)設置

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江戸川区
平成 18 年 (2006 年)			・「東京都配偶者暴力 対策基本計画」策定 (平成 18～20 年 度)	
平成 19 年 (2007 年)		・「配偶者暴力防止法」 改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)憲章」及 び「仕事と生活の調 和推進のための行 動指針」策定	・「男女平等参画のた めの東京都行動計 画ーチャンス&サ ポート東京プラン 2007」策定(平成 19～23 年度)	・男女共同参画推進計 画(平成 19 年度～ 28 年度)「ともに輝 き 明日を拓く 区 民とあゆむ えどが わプラン」策定
平成 20 年 (2008 年)		・「次世代育成支援対 策推進法」改正 ・「女性の参画加速プ ログラム」決定		
平成 21 年 (2009 年)	・ESCAP「北京行動 綱領」の実施に関す るハイレベル政府 間レビュー会合 (「バンコク宣言」 採択)	・「育児・介護休業法」 一部改正	・「東京都配偶者暴力 対策基本計画」改定 (平成 21～23 年 度) ・「ワーク・ライフ・ バランス実践プロ グラム」作成	
平成 22 年 (2010 年)	・国連「北京+15」 記念会合(ニューヨ ーク)「宣言」採択)	・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)憲章」及 び「仕事と生活の調 和推進のための行 動指針」改定 ・「第3次男女共同参 画基本計画」策定		・仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) 推進宣言
平成 23 年 (2011 年)	・UN Women (ジェ ンダー平等と女性 エンパワーメント のための国連機関) 正式発足			
平成 24 年 (2012 年)	・第 56 回国連婦人の 地位委員会「自然災 害におけるジェン ダー平等と女性の エンパワーメント」 決議案採択	・子ども・子育て支援 新制度成立 ・「女性の活躍促進に よる経済活性化」行 動計画～働くなで しこ大作戦～」策定	・「男女平等参画のた めの東京都行動計 画ーチャンス&サ ポート東京プラン 2012」(平成 24～ 28 年度) ・「東京都配偶者暴力 対策基本計画」改定 (平成 24～28 年 度) ・「ワーク・ライフ・ バランス実践プロ グラム」改定	
平成 25 年 (2013 年)		・「配偶者暴力防止法」 改正 ・「ストーカー行為規 制法」改正 ・「男女雇用機会均等 法施行規則」改正		

実施年	世界(国連等)	国	東京都	江戸川区
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定 		
平成 27 年 (2015 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」10 年延長 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 		
平成 28 年 (2016 年)			<ul style="list-style-type: none"> 「東京都女性活躍推進白書」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進区民会議（第 2 期）設置 男女共同参画推進計画策定検討会（庁内）（第 2 期）設置
平成 29 年 (2017 年)				<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画推進計画（第 2 次）」策定に向けての提言 「男女共同参画推進計画(平成 29 年度～38 年度)」策定

(1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が

あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共

同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則

(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公

布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)

平成13年4月13日法律第311号
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画

等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(第3条一第5条)

第3章 被害者の保護(第6条一第9条の2)

第4章 保護命令(第10条一第22条)

第5章 雑則(第23条一第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則抄

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行

い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところに

より、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第 8 条の 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。

第 12 条第 1 項第 2 号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条第 1 項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 1 命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対して

は、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3ヶ月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理

由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2ヶ月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対

する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2ヶ月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

（平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則

（平成25年7月3日法律第72号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6ヶ月を経過した日から施行する。

附 則

（平成26年4月23日法律第28号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

（2） 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発

揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

- 第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即

して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事

業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必

要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法

第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

(2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 20 号の 25 の次に次の 1 号を加える。

20 の 26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

(内閣府設置法の一部改正)

第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------------	--

(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- ・など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を

担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制

度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わり方の促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

〔企業と働く者〕

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

〔国民〕

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

〔国〕

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

〔地方公共団体〕

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る

江戸川区男女共同参画推進計画 【平成 29 年度～38 年度】

平成 29 年 3 月

編集・発行 江戸川区経営企画部企画課・子ども家庭部児童女性課
〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号
電話 03-3652-1151（代表）
